

電気通信事業紛争処理委員会運営規程新旧対照表

○電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成十三年十一月三十日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>○<u>電気通信紛争処理委員会運営規程</u>（平成十三年十一月三十日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 <u>電気通信紛争処理委員会</u>（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（指名の欠格）</p> <p>第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、<u>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）</u> 第一百五十四条第三項（<u>法</u>第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第一項及び第一百五十七条の二第二項、<u>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）</u> 第二十七条の三十五第二項並びに<u>放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）</u> 第四十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあつせん委員又は<u>法</u>第一百五十五条第二項（<u>法</u>第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項及び第一百五十七条の</p>	<p>○<u>電気通信事業紛争処理委員会運営規程</u>（平成十三年十一月三十日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 <u>電気通信事業紛争処理委員会</u>（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（指名の欠格）</p> <p>第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、<u>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）</u> 第一百五十四条第三項（<u>法</u>第一百五十六条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第二項並びに<u>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）</u> 第二十七条の三十五第二項において準用する場合を含む。）に規定するあつせん委員又は<u>法</u>第一百五十五条第二項（<u>法</u>第一百五十六条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第四項並びに<u>電波法</u>第二十七条の三十五第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名し</p>

~~一第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第四十二~~
~~一一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に~~
指名しない。

(代理人及び補佐人)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷(三人の仲裁委員
の合議体をいう。以下同じ。)の許可を得て、補佐人とともに出頭
することができる。

(あつせんをしない場合等の通知)

第四条 委員会は、~~法第五百四十四条第二項(法第五百五十六条第一項及~~
~~び第二項、第五百五十七条第二項及び第五百五十七条の二第二項、電波~~
~~法第二十七条の三十五第二項並びに放送法第四十二条第二項にお~~
いて準用する場合を含む。)の規定によりあつせんをしないもの
としたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事
者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切
つたときも、同様とする。

(あつせんの答弁書の提出期間の指示)

第四条の二 委員会は、~~電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令~~
~~第三百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の期間~~
を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(委員等に関する事実の開示)

ない。

(代理人及び補佐人)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷の許可を得て、補
佐人とともに出頭することができる。

(あつせんをしない場合等の通知)

第四条 委員会は、~~法第五百四十四条第二項(法第五百五十六条第一項及~~
~~び第二項並びに第五百五十七条第二項並びに電波法第二十七条の三十~~
~~五第二項において準用する場合を含む。)の規定によりあつせんを~~
しないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通
知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつ
せんを打ち切つたときも、同様とする。

(あつせんの答弁書の提出期間の指示)

第四条の二 委員会は、~~電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年~~
~~政令第三百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の~~
期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第五十五条第三項（法第五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第四項及び第五百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第四百二十二条第四項）において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信紛争処理委員会令第八条の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

（仲裁手続の準則）

第五条の二 仲裁廷は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行う。

（証拠資料の閲覧）

第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする。

附 則

平成二十三年六月二十八日

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第五十五条第三項（法第五十六条第一項及び第二項並びに第五百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三十五第四項）において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信事業紛争処理委員会令第八条の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

（仲裁手続の準則）

第五条の二 仲裁廷（三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行う。

（証拠資料の閲覧）

第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が電気通信事業紛争処理委員会の事務局において閲覧できるようにする。

電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日「平成二十三年六月三十日」から施行する。